

保護者名：《保護者氏名》 様

児童名：《児童氏名》 様（《学年》児クラス）

※兄弟姉妹で在園している場合、この案内は代表で1名へ配布しています。

施設名：《施設名》

〒《郵便》《住所》

《方書》

世帯コード：《世帯 Code》

認可保育園

認定こども園（2・3号）用

名保幼第182号

令和5年6月2日

名護市長 渡具知 武豊

（公印省略）

## 令和5年度教育・保育給付認定に係る現況届出書の提出について

子ども・子育て支援新制度では、名護市から認定を受けて保育施設、認定こども園等を利用する児童について、世帯状況の変更の有無や、保護者の保育を必要とする事由（就労等）を確認する必要があるため、年に1度、現況届出書を提出する必要があります。提出がない場合や届出に虚偽があった場合は、利用する施設の継続利用ができなくなる場合がありますので、必ず提出をお願いします。

※児童手当の「現況届」とは異なりますのでご注意ください。

＜受付期間＞ **令和5年6月19日（月）～ 令和5年7月7日（金）**

＜提出方法＞ **電子申請（マイナポータル）または紙媒体での提出**

※認可保育園、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業所に在籍している児童の世帯は、令和5年度現況届からパソコンやスマートフォンで手続きができる電子申請を導入しています。可能な方は電子申請で提出をお願いいたします。

※電子申請（マイナポータル）の利用方法については、別紙「令和5年度保育施設等の現況届に係る電子申請操作マニュアル」をご確認ください。

＜紙媒体の提出先＞

**名護市役所保育・幼稚園課窓口**

市役所窓口受付時間：午前8時30分～午後5時15分

＜提出書類＞ 次の表をご確認のうえ、必要書類をご提出ください。

	対象世帯	必要な書類	必要枚数
①	全世帯	「現況届出書」	世帯につき1部ずつ （認定を受けている児童が複数いる場合も1部で可）
②	全世帯 （※下記「提出書類②」参照）	保育を必要とする証明書類（就労証明書など、父母それぞれ1部） ※下記「提出書類②」参照	
③	該当する世帯 （※下記「提出書類③」参照）	その他該当する世帯のみ必要な書類 ※下記「提出書類③」参照	

※ 電子申請の場合は、紙媒体での提出は不要です。（①は申請画面に直接入力、②③はスマートフォンなどで撮影した各種証明書のデータを申請画面内へ添付）

※ 幼稚園、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センターを利用する兄弟姉妹がいる方で、その兄弟姉妹も「現況届出書」の提出を求められている場合でも、提出書類は世帯で1部の提出で構いません。

### 提出書類②「保育を必要とする証明書類」について

※ 全世帯の父母それぞれ、下記の表で該当する書類の提出をお願いします。今年度4月以降に該当する書類を提出しており、その内容から変更がない場合は、提出を省略できます。

※ 「就労証明書」を2部同封していますが、「就労証明書」以外の書類を提出する必要がある場合は、お手数ですが所定様式を各保育施設（園）または保育・幼稚園課窓口にてお受け取りになるか、名護市ホームページからダウンロードのうえ、記入・提出してください。

※「(様式有)」と記載されているものは、名護市の所定様式がありますので、ご注意ください。

保育を必要とする事由	必要な提出書類	保育の有効期間
ア.就労(育休・病休中を含む。)	①就労証明書(様式有) ※月64時間以上の恒常的な労働を行っていること。 ※様式にある注意事項をお読みください	<u>雇用期間内</u>
イ.自営業の場合	下記①と②、該当者は③も提出 ①就労証明書(様式有) ②就労状況申告書補助票(2・3号認定用)(様式有) ③その他書類 新規で自営業、農業等を始めた方は、税務署発行の「 <u>開廃業届出書</u> 」、農業委員会発行の「 <u>農業従事者資格証明書</u> 」等。および収入申告していない方は、 <u>直近3ヶ月の収支内訳書等の収入がわかるもの。</u>	※就労状況確認のため、原則、毎年必ず収入申告を行ってください(税の扶養に入っている方、収支がマイナスになる場合でも、収入申告は行ってください。未申告の場合は、随時、収支内訳等の提出が必要になります。)
ウ.求職活動中または起業準備中の場合	下記①～③すべて提出 ①就労誓約書(様式有) ②ハローワーク受付票(写し) ③離職票又は雇用保険受給者証(写し) ※起業準備の場合は、準備活動を証明する書類の提出が必要です。	<u>90日間</u> 期間内に就労証明書等の提出がなかった場合は、原則保育施設等の利用終了(退園)となります。 年度内に再び求職となった場合は、1か月(通算4か月)の求職期間となります。
エ.妊娠・出産	①親子健康手帳(母子手帳)の写し ※表紙および出産予定日が記載されているページ	<u>妊娠中から産後5か月まで</u>
オ.疾病・障がい等	【疾病】①診断書(世帯員用)(様式有) 【心身障がい】下記の①と②両方提出 ①障がい状況等申告書(様式有) ②障がい者手帳等(写し)または診断書(世帯員用)(様式有) ※診断書は医療機関発行から3ヶ月以内のもの	<u>入院期間等疾病・障がいの状況による</u>
カ.親族等の介護・看護	下記の①と②両方提出 ①介護・看護状況申告書(様式有) ②介護・看護を受けている者の診断書(被介護者・看護者用)(様式有)または各種手帳等の写し ※診断書は医療機関発行から3ヶ月以内のもの ※1か月あたり64時間以上介護又は看護することを常態としていること	<u>被介護者・被看護者の状態等の状況による</u>
キ.就学(職業訓練校を含む) ※学校等の教育施設に在学、または、職業訓練校渡等での職業訓練等を受けていること。	下記の①と②両方提出 ①在学証明書(様式有) ※保育・幼稚園課様式または学校が発行するもの ②カリキュラム(時間割表)など就学時間がわかるもの ※①にて時間割の記載がある場合は②は不要 ※1か月あたり64時間就学、または訓練を受けていることを常態としていること	<u>就学実施期間終了まで</u> ※状況確認は、年度に1回程度行います。 ※年度途中で就学実施期間が終了する場合は、その後の保育を必要とする証明を提出してください。
ク.育児休業中の継続通所 ※2歳未満の育休対象児の家庭保育を行うため、既に保育を利用している児童の在園を認める理由です。	①就労証明書(様式有) ※育児休業の期間が記載されていること。 ※様式にある注意事項をお読みください	<u>育児休業対象児が2歳に達する月または保育利用開始月の翌月まで</u> ※育休対象児が保育の利用開始となった場合は、利用開始月の翌月中の職場復帰が必要です。
ケ.みなし育休中の継続通所 ※2歳未満の児童の家庭保育を行うため、既に保育を利用している児童の在園を認める理由です。	①親子健康手帳(母子手帳)の写し ※表紙および出生届出済の証明が記載されているページ	<u>産後6か月目から対象児が2歳に達する月または保育利用開始月の翌月まで</u> ※対象児が保育の利用開始となった場合は、利用開始月の翌月中の職場復帰など保育を必要とする事由が必要です。

コ.その他 ※社会的擁護を必要とする場合や 災害復旧活動を行っているなど、上 記の事情に類する状態であり、家庭 保育ができないと認められる場合。	①状況を証明する書類	※市長が認める期間
--	------------	-----------

### 提出書類③「その他該当する世帯のみ必要な書類」について

※ 下記①～⑪に該当する世帯のみ提出が必要です。該当する書類を世帯で1部ずつ提出をお願いします。

※ 今年度4月以降に該当する書類を提出していて、その内容から変更がない場合は、提出を省略できます。

対象者	提出必要書類
①生活保護世帯	①受給者であることを証明する資料 ※世帯全員の氏名が記載されたもの ※生活支援課で発行できます。
②中国残留邦人等及び特定配偶者の支援給付受給世帯	※受給の停止または廃止となり、今年度、届出していない場合も必要です。
③ひとり親世帯	①令和4年度児童扶養手当受給者証の写し（児童扶養手当を受給していない場合は③） ②健康保険証の写し（保護者及び児童の分） ③戸籍謄本または児童扶養手当の受給資格がわかる書類（児童扶養手当認定通知書など） ----- 上記にかかわらず、離婚後に保育・幼稚園課に届出していない場合は戸籍謄本（離婚日記載のもの）の提出が必要です。
④保護者の結婚・事実婚があった世帯（保育・幼稚園課に届出していない世帯）	①戸籍謄本（婚姻日記載のもの、事実婚の場合は不要） ②婚姻または事実婚相手の就労証明書など保育を必要とする証明書類（上記提出書類②参照）
⑤在園児で障がいのある子どもがいる世帯（認可保育所、認定こども園（2・3号）、小規模保育事業所のみ）	①今年度受診した「診断書及び意見書」（様式有） ※「診断書及び意見書」の提出期限については、受診の予約の都合もあるため、後日提出可能です。 ②下記のうち、該当する手帳等の写し（交付されていない場合不要） 特別児童扶養手当の受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、国民年金の障害基礎年金の年金証書
⑥ ⑤以外に同居人に障がい者(児)がいる世帯	①下記のうち、該当する手帳等の写し 特別児童扶養手当の受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、国民年金の障害基礎年金の年金証書
⑦保護者のいずれか・兄弟姉妹が、名護市に住民登録がない世帯	①市外に在住する保護者・兄弟姉妹の住民票謄本
⑧保護者のいずれかが ・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	2022年1月から12月の収入がわかる書類（W-2（2022）など）
⑨税の修正申告を行なって間もない保護者、または令和5年度の税申告が遅れた保護者がいる世帯	①税務課にて発行の半券(写)または確定申告(税務署)の控え(写)
⑩里親世帯	保育・幼稚園課 保育係までお問い合わせください。
⑪マイナンバー未提出の世帯	①マイナンバー（個人番号）届出書 ②「マイナンバーカードの写し」または「マイナンバー通知カード」＋「免許証等身分証明書の写し」 ③委任状（任意代理人が提出する場合）

### 注意事項

※ **書類に不備がある場合は受付できません。**記入漏れ、押印漏れなどが無いかなどを再度ご確認ください。

※ 世帯状況に変更があったにもかかわらず届出をしていない場合や、申請内容、各証明書類等に虚偽がある場合は、認定が取り消され、保育の実施解除（＝退園）および子ども・子育て支援法第12条に基づき保育給付の額に相当する金額の全部または一部を徴収する場合があります。